

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第585号

2013年（平成25年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に
関することに係る個人情報を目的外に提供することについて
（答申）

2013年（平成25年）8月26日付けで諮問（第585号）された
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること
に係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例という。」）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供
する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認めら
れる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的
外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略
する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京入国管理局横浜支局就労永住審査部門首席審査官（以下、首席
審査官）より、出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項に基づ
き事実の調査のため生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会
がなされた。出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項の規定は
目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場
合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、
首席審査官に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、
藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市
個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

生活保護受給の有無（無で受給歴があれば廃止年月日）、氏名、
生年月日、性別、住所

イ 目的外に提供する相手方

東京入国管理局横浜支局就労永住審査部門首席審査官

ウ 目的外提供の根拠規定

出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項に基づくものである。

出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項は「法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した首席審査官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、事実の調査のため適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について首席審査官に問い合わせたところ「照会対象者から国外にいる配偶者を入国させたい旨の申請があり、上陸のための審査には照会対象者の生計状況を把握し、入国後も生計維持していくことが可能か審査しなければならない。なお、生活保護受給中であれば、入国審査は下りないため受給の有無と過去に受給歴があれば生活保護廃止時期を確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため本人通知を行うこととする。

(4) 提出書類

ア 照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した首席審査官によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「照会対象者から国外にいる配偶者を入国させたい旨の申請があり、上陸のための審査には照会対象者の生計状況を把握し、入国後も生計維持していくことが可能か審査しなければならない。なお、生活保護受給中であれば、入国審査は下りないため受給の有無と過去に受給歴があれば生活保護廃止時期を確認したい。」とのことであった。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件事案の照会に必要なことを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

ただし、実施機関は調査権限の根拠規定について、照会者に確認することを条件とするものである。

以 上